

勝島団地分譲要領

1 申込資格

- (1) 個人、法人を問いません。
- (2) 市内居住の有無を問いません。
- (3) 住宅を建築する者
- (4) 次に掲げる事項に該当する人は申込することができません。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ていない者
 - ③ 市(町村)税等に係る徴収金に滞納がある者
 - ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

2 申込に必要なもの

- (1) 宅地分譲申込書
- (2) 個人：住民票(世帯全員のもの)
- (3) 法人：履歴事項全部証明書、役員一覧
- (4) 住所地で発行する税の「滞納のない証明書」
- (5) 警察照会同意書
- (6) 代表申請同意書(名義人が2名以上の場合のみ)

3 申込方法

- (1) 申込に必要な書類は必ず持参してください。
- (2) 受付は飯塚市役所住宅課窓口で行います。
※ 郵送、電話等による申込は、受付いたしません。

4 分譲の決定および審査について

- (1) 申込受付および決定方法
 - ・申込：随時
 - ・決定：受付順
- (2) 申込資格審査および警察への照会
 - ・申込を受け付けた後、提出書類に基づき申込資格の審査を行います。
 - ・審査の一環として、暴力団員等の該当性について管轄の警察署へ照会を行います。
この手続きにあたり、申込時に警察への照会に関する「同意書」のご提出が必須となります。
 - ・警察への照会には3週間程度の期間を要しますので、結果のご案内までにお時間をいただきますことをあらかじめご了承ください。
 - ・審査の結果、申込資格を満たさないことが判明した場合には、申込を無効とします。

5 契約の締結までに必要なもの

- (1) 分譲決定通知書発行後7日以内に、土地代金の10%に相当する額を、契約保証金として飯塚市に納入してください。
- (2) 分譲決定通知書発行後7日以内に、不動産売買契約書により契約を締結してください。
- (3) 契約締結時には、不動産売買契約書に必要事項を記入・押印してください。

6 土地代金の納入について

不動産売買契約の締結後、契約保証金額を差し引いた土地代金を市が指定する期日までに納入してください。

7 その他

ご購入を検討されている方は事前に下記連絡先までご連絡ください。

申込・問合せ先

飯塚市役所 住宅課 事業係（本庁5F）

TEL 0948-96-8459

FAX 0948-22-6271